



2022年4月22日

各 位

会 社 名 ジャパンマテリアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 久男
(東証プライム・名証プレミア 証券コード 6055)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 長谷 圭祐
(TEL : 059-399-3821)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月22日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第25回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）で承認可決されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議するとともに、本定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして、所要の変更を行うものであります。
- ②当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ③「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定す

る改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設ならびに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除の変更を行い、また、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- ④当社は、経営環境の変化や不測の事態が生じた場合であっても、剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）および変更案第38条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第42条（期末配当の基準日）および現行定款第43条（中間配当金）を削除し、第39条（期末配当金等の除斥期間）を変更するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

（3）日程

定款変更に関する株主総会開催日：	2022年6月29日（木）
定款変更の効力発生日：	2022年6月29日（木）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～17. (条文省略) 18. <u>労働者派遣事業法に基づく一般・特定労働者派遣事業</u> 19～20. (条文省略) 21. <u>運送業</u> 22～24. (条文省略)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 7 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～17. (現行どおり) 18. <u>労働者派遣事業および有料職業紹介事業</u> 19～20. (現行どおり) 21. <u>貨物利用運送事業</u> 22～24. (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 7 条～第 12 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は12名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第21条（役付取締役および代表取締役）</p> <p>取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（役付取締役および代表取締役）</p> <p>取締役会の決議によって、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役会の決議によって、取締役社長のほかに、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項につき書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>3. 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長のほかに、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項につき書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第29条 (監査役の員数)</u> 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>第30条 (監査役の選任)</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第31条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第32条 (常勤監査役)</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第33条 (監査役会の招集通知)</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>第29条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第34条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p><u>第40条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p><u>第42条 (期末配当金)</u> 当社は株主総会の決議によって、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という）を支払うものとする。</p> <p><u>第43条 (中間配当金)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第32条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行第38条～第39条どおり)</p> <p><u>第35条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第36条 (現行第41条どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第37条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第38条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第44条 (期末配当金等の除斥期間)</p> <p>当会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第39条 (期末配当金等の除斥期間)</p> <p>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>2022年6月開催の第25回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>2022年6月開催の第25回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p>
(新設)	<p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上